

第2節 金融商品の販売等に関する法律

I 趣旨

近時、多用な金融商品の普及を背景として、知識・情報の乏しい顧客に対する業者の説明が不十分であることなどから、金融商品の販売・勧誘を巡るトラブルが多発しているが、現行の業法上の規制や民法の不法行為責任等では必ずしも顧客保護として十分であるとは言えなかった。そこで、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等の顧客に対する説明義務、説明義務違反によって生じた損害賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じた金融商品販売等に関する法律（金融商品販売法）が平成12年5月24日国会に提出され、5月23日に可決・成立し、5月31日に公布された（平成12年法律第101号）。また、同法の規定に基づく金融商品の販売等に関する法律施行令が同年11月17日に公布され（平成12年政令第484号）、同法及び同令は平成13年4月1日に施行された。

II 金融商品販売法の概要（資料6-2-1参照）

1. 金融商品販売業者等の説明義務の明確化

（1）対象となる商品

金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品については政令で定める。

（2）説明義務

金融商品の販売等（販売の代理又は媒介を含む。）をしようとする金融商品販売業者等に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務づけた。ただし、顧客がいわゆるプロとして政令で定める者である場合や顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

- ① 金利・通貨の価格・有価証券市場における相場等の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生じるおそれがあるときは、その旨と当該指標
- ② 金融商品の販売を行う者その他の者の業務・財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損を生ずるおそれがあるときは、その旨と当該者
- ③ 権利行使期間又は解約期間の制限

2. 説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者の説明が不十分なために顧客が損害を被った場合、現行の民法の下では、不法行為による損害賠償請求（民法第709条）を行うこととなるが、業者の説明義務の有無、説明がなかったことと損害の発生との因果関係の存在について原告である顧客が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向がある。そこで、金融商品販売法は、民法の不法行為責任の特則として、金融商品販売業

者等に対し、説明義務違反によって生じた損害を賠償する責任を負わせるとともに、元本欠損額を損害額とする推定規定を設け、顧客の立証責任の軽減を図っている。

3. 金融商品販売業者等の勧誘の適正の確保

- (1) 金融商品販売業者等は、勧誘の適正な確保に努めなければならない旨規定。
- (2) 勧誘方針の策定・公表義務

金融商品販売業者等は、①顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮するべき事項、②勧誘の方法・時間帯に顧客に配慮すべき事項、③その他の勧誘の適正に関する事項について、事前に勧誘方針を策定・公表しなければならないとされ、これに反した金融商品販売業者等は過料に処することとなった。

III 金融商品の販売等に関する法律施行令の概要（資料6-2-2）

この政令は、「金融商品の販売等に関する法律」において、政令で定めることとされている事項を定めるものである。主な内容は次のとおり。

1. 金融商品の販売の定義関係

以下については、金融商品販売法の対象とする。

- (1) 保険又は共済に係る契約全て（国民健康保険、簡易生命保険等リスクのないものは除く。）
- (2) 銀行法等に規定される金融等デリバティブ取引
- (3) 金銭の信託以外の信託（物・財産権の信託）
- (4) 不動産の信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約の匿名組合員との締結 等

2. 金融商品販売業者等の説明義務関係

特定顧客（いわゆるプロ）の範囲は、金融商品販売業者等とする。

3. 勧誘方針の策定・公表関係

勧誘方針は、金融商品販売業者等の本店（主たる事務所）において、掲示又は閲覧に供する方法により公表することを義務付ける。さらに、

- ① 本店以外の営業所等において金融商品の販売等を行う場合には、営業所等ごとに掲示又は供覧に処する方法により公表を義務付ける。
- ② インターネット等、自動送信により金融商品の販売等を行う場合には、勧誘方針を自動送信する方法による公表を義務付ける。

IV 改正の意義

金融商品販売法は、私人間の取引ルールを定めるものであり、行政当局がその監督権限の行使を通じてルールの遵守を確保するという行政法規としての性格を持つ

ものではないが、個別の業法において行政当局の監督に服している金融機関について言えば、業務運営にあたって法令遵守体制の整備が求められており、監督当局としては金融商品販売法の遵守を含めた法令遵守体制の整備状況をチェックし、仮にその状況に不備がある場合には、監督上の措置により是正を求める事になる。